

# 「佐藤康行 真我の実践会」法人会員入会ガイドライン

2019年6月1日

一般社団法人 佐藤康行研究所

『佐藤康行 真我の実践会』の法人会員は、次の2種です。

## 【1】一般法人会員

## 【2】独立法人会員

### 1) 一般法人会員

#### 【対象】

本会の一般法人会員は、法人の代表者と代表者が家族と見なす方、および全従業員と従業員が家族と見なす方が対象です。

#### 【特典】

入会を希望する法人の代表者と代表者が家族と見なす方、および全従業員と従業員が家族と見なす方が会員条件を満たす場合、それぞれが等しく会員特典の権利を有し、本会からのサービスの提供を受けることができます。

#### 【呼称】

一般法人会員の代表者を、一般法人リーダーと呼びます。

一般法人会員の従業員を、一般法人メンバーと呼びます。

一般法人リーダーが家族と見なす方、および一般法人メンバーが家族と見なす方を、一般法人家族メンバーと呼びます。

#### 【費用】

一般法人リーダーは、年会費 360,000 円(税抜)〔月額 30,000 円(税抜) × 12 回〕を実践会へ納入します。

年会費は、一般法人リーダーのマイページから本会の指定する方法により、年一括または月ごとに納付します。

#### 【メンバー更新】

会期の途中で、新たに一般法人メンバー、一般法人家族メンバーを加えた場合、新たに加わったメンバーの入会日は、先に入会していた一般法人リーダーの入会日と同一とみなし、次年度より同時に更新されるものとします。

### 2) 独立法人会員

#### 【対象】

本会の独立法人会員は、DSC、PIA 講師、支部長等、自ら真我開発講座を主催する方を法人の代表者と

し、自らが家族と見なす方、および自ら個人会員または家族会員へ導いた一般の方をメンバーとするグループを持つことができます。

独立法人会員の代表は、全国の会員のために真我開発講座、フォロー教室などを会場費のみで開催することを条件に、自ら個人会員または家族会員へ導いた一般の方から、個人会員費または家族会員費を納めて頂くことができます。

#### 【独立法人の申請】

独立法人を希望する方は、事務局へメールまたは電話にて連絡し、責任者との面談を設定します。面談後に承認されると独立法人として活動できます。

#### 【呼称】

独立法人会員の代表者を、独立法人リーダーと呼びます。

独立法人会員のグループに属する方を、独立法人グループメンバーと呼びます。

独立法人リーダーが自ら個人会員へ導いた一般の方を、独立法人個人リーダーと呼びます。

独立法人リーダーが自ら家族会員へ導いた一般の方を、独立法人家族リーダーと呼びます。

独立法人リーダーが家族と見なす方、および独立法人家族リーダーが家族と見なす方を、独立法人家族メンバーと呼びます。

#### 【特典】

独立法人リーダー、独立法人グループメンバー（個人リーダー、家族リーダーおよび家族メンバーの全員）は、等しく個人会員特典と同等のサービスを本会から受けることができます。

#### 【費用】

独立法人リーダーは、年会費 360,000 円（税抜）〔月額 30,000 円（税抜）× 12 回〕を実践会へ納入します。

年会費は、独立法人リーダーのマイページから本会の指定する方法により、年一括または月ごとに納付します。

会費の支払方法を変更する場合は、法人会員リーダーの会員サイト【マイページ】から法人会員リーダー本人が行います。

独立法人の個人会員は、個人会員 年会費 120,000 円（税抜）〔月額 10,000 円（税抜）× 12 回〕を、所属する独立法人リーダーへ納入します。

独立法人家族会員リーダーは、家族会員 年会費 240,000 円（税抜）〔月額 20,000 円（税抜）× 12 回〕を、所属する独立法人リーダーへ納入します。

#### 【メンバー更新】

会期の途中で、新たに独立法人グループメンバーを加えた場合、新たに加わったメンバーの入会日は、先に入会していた独立法人リーダーの入会日と同一とみなし、次年度より同時に更新されるものとします。

### 【運用】

法人会員は、佐藤康行 真我の実践会 入会ガイドラインに沿って運用されます。

### 【特例】

実践会の内容は、佐藤康行の発想で日々進化し、会員の希望、提案などを考慮しながら改善していくため、この法人入会ガイドラインは、常に改編されます。

### 【追記】

- ・独立法人会員は、本部で太陽のカウンセリングをして入会された方は、原則本部の会員とする。
- ・入会から半年経過された方は、ご本人の希望があれば、本部の会員から独立法人への移動を認める。
- ・独立法人メンバーの方のフォロー(太陽のカウンセリング等)は、各独立法人にて行う。
- ・現在、本部の真我の実践会会員を独立法人のメンバーとして勧誘してはならない。

ただし、例外として、入会して半年以上でご本人のご要望があれば、本部に連絡の上、独立法人メンバーへの移動を認める。

以上

Ver.3 (2020/12/22)